

## 6.4 土壌汚染

### 6.4.1 予測

#### (1) 予測概要

工事の実施に伴う汚染土壌の発生量について、現時点で想定される工事をもとに予測を行った。予測は、建設工事における掘削で発生する汚染土壌発生量の程度を想定し、定性的に行った。

表 6.4-1 予測概要

予測項目	土壌汚染
予測範囲	事業計画地
予測時期	工事の実施時
予測方法	定性予測

#### (2) 予測内容及び結果

建設工事に伴う、汚染土壌の発生量について、定性的に予測を行った。

事業計画地周辺では土壌汚染が確認されているが(3.2.3 土壌環境(1) 土壌汚染の状況 参照)、事業計画地の大部分は、現在敷設されているアスファルト舗装を活用し、一部で整備された海とのふれあい広場(芝生広場)を砂利舗装とする計画であることから、舗装に伴う掘削や汚染土壌はほとんど発生しないと考えられる。ただし、第2案と第3案は、駐車場の一部を立体構造とするため、杭基礎工事等が必要となり、掘削に伴う汚染土壌の発生可能性がある。そのため、平面案である第1案は、立体案である第2案、第3案と比べ、汚染土壌の発生による環境への影響が小さいと予測される。

## 6.4.2 評価

事業実施に伴い発生する汚染土壌の程度に基づく評価を行った。

表 6.4-2 土壌汚染の評価結果

	第1案	第2案	第3案
工事の実施時	一部の舗装、小構造物の設置程度で、汚染土壌の発生による環境への影響はほとんどないと評価する。	立体案のため、基礎掘削に伴う汚染土壌の発生が考えられ、環境への影響の程度は、平面案である第1案より大きくなると評価する。	立体案のため、基礎掘削に伴う汚染土壌の発生が考えられ、環境への影響の程度は、平面案である第1案より大きくなると評価する。
	◎	○	○

凡例：◎ 他案と比較して環境影響は最も軽微である又は対策を実施すれば環境影響を大幅に低減できる。

○ 他案と比較して環境影響は軽微である又は対策を実施すれば環境影響を軽減できる。

△ 他案と比較して環境影響が大きい又は対策を実施しても環境影響の低減が困難である。

また、事業による土壌汚染の影響低減の観点から、工事の実施時において以下の環境配慮を検討する。

- ・土壌汚染対策法及び大阪府生活環境保全等に関する条例等に基づく、工事着手前の関係機関との協議、手続きの実施
- ・上記法・条例に基づく適切な対応（汚染土壌が確認された場合）